

令和6年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和6年9月26日 午後 1：30

○閉 会 午後 2：01

○出席議員（17名）

1 番 菅 原 理恵子	2 番 鈴 木 壮 二	3 番 藤 原 仁 美
4 番 戸 田 俊 樹	6 番 澤 井 昭二郎	7 番 堀 井 克 見
8 番 藤 原 典 男	9 番 中 川 光 博	10 番 鈴 木 司
11 番 菅 原 秀 雄	12 番 石 井 和 人	13 番 西 村 武
14 番 鑑 仁 志	15 番 菅 原 龍太郎	16 番 伊 勢 潤
17 番 佐 藤 敏 雄	18 番 小 林 悟	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 吉 原 慎 一	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊 藤 佐和子
産業振興部長 古 畑 範 行	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 渉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 石 井 恵 子	財 政 課 長 伊 藤 強
教育総務課長 齊 藤 栄 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安 田 秀 樹	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------

令和 6 年第 3 回潟上市議会定例会日程表（第 4 号）

令和 6 年 9 月 2 6 日（4 日目）午後 1 時 3 0 分開会

会議並びに議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 5 号 | 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 2 | 議案第 4 6 号 | 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 3 | 議案第 4 7 号 | 潟上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 4 | 議案第 4 8 号 | 令和 5 年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 5 | 議案第 5 4 号 | 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 3 号）（案）について |
| 日程第 6 | 議案第 5 5 号 | 令和 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について |
| 日程第 7 | 議案第 5 6 号 | 令和 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）について |
| 日程第 8 | 議案第 5 7 号 | 令和 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について |
| 日程第 9 | 認定第 1 号 | 令和 5 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 認定第 3 号 | 令和 5 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 認定第 4 号 | 令和 5 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 3 | 認定第 5 号 | 令和 5 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第 1 4 認定第 6 号 令和 5 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 5 認定第 7 号 令和 5 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 1 6 認定第 8 号 令和 5 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 9 号 令和 5 年度潟上市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 8 陳情第 7 号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費
国庫負担割合引き上げをはかるための、2025 年度政府
予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第 1 9 議員派遣の件について

午後 1時30分 開会

○議長（小林 悟） 傍聴席の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1 議案第45号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第18、陳情第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について】

○議長（小林 悟） 日程第1、議案第45号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第18、陳情第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてまでを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算決算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和6年度各会計補正予算（案）並びに令和5年度各会計決算認定については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番鈴木総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木 司） 総務文教常任委員会審査報告書。

令和6年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和6年9月12日（1日間）

2. 出席委員 戸田俊樹、堀井克見、小林 悟、西村 武、鈴木 司

3. 説明当局 総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書 記 会計課 門間 忍さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

陳情第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

本陳情は、教職員定数改善の推進と、中学校、高等学校における35人学級の実現、教育機会均等と水準の維持向上、地方財政確保のため義務教育費国庫負担割合の引き上げ、教職員新規採用の持続的な確保等のため待遇改善に必要な財源措置を求めるものです。

委員からは、地方財政の確保や、新規採用職員を持続的に確保することなど、必要な財源措置を求める内容であり採択すべきとする意見がありました。

また、過疎の進行する地域において、少人数教育が否定され統合へと進んでいる状況があり、継続審議すべきとの意見がありました。

本陳情は、賛成多数により、採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました陳情第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1 番菅原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） 社会厚生常任委員会審査報告をいたします。

令和6年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和6年9月12日（1日間）
2. 出席委員 鈴木壮二、澤井昭二郎、中川光博、菅原秀雄、鎧 仁志、
菅原理恵子
3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長
4. 書記 市民生活部市民課 齊藤真樹子さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果

議案第45号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に関する規定を削除する等のため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、マイナ保険証について質問があり、当局からは、交付されている被保険者証は、記載されている有効期限まで使用することができる。12月2日以降は被保険者証の新規発行や再発行はできなくなるので、資格確認書を交付するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

議案第46号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による生活保護法の一部改正等に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、対象について質問があり、当局からは、本市には対象となる外国人はいないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第45号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 委員長、ご苦労様です。

マイナ保険証について、本市ではいろいろな読み取れないとかいろいろなトラブルあったのかなのか、そこら辺もし審議されておりましたらご報告をお願いします。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） その件については議論しておりません。

○議長（小林 悟） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8 番藤原典男議員。反対討論からですね。じゃあお願いします。

○8 番（藤原典男） 議案第45号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、私は反対の立場から討論いたします。

この条例は、令和6月12月2日以降に紙の健康保険証の発行を廃止し、マイナンバーカードに健康保険証をひもづけする政策を進めるためのものです。

厚労省の調査では、マイナ保険証の利用率は5月の7.7パーセントが最高としております。マイナ保険証を増やした医療機関には支援金を出すということも言われております。これでいいのでしょうか。

今、全国では7割以上の方が紙の保険証を残してもらいたいという声があります。これはマイナンバーを所持している方からも聞こえてきます。

全国保健医団体連合会は、9月19日、2024年5月以降に全国の7割の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルが起きているとの調査結果を公表しました。調査は全国都道府県の1万242医療機関が回答。このうち7,130医療機関、69.7パーセント、約7割がマイナ保険証やオンライン資格確認のトラブルがあったと回答しております。昨年12月の調査結果より約10パーセント増加しております。

トラブルの内容は、漢字が読み取れない67パーセント、カードリーダーの接続・認証エラーが52パーセント、資格情報が無効が48パーセントなどとなっております。一旦、窓口で患者負担10割を請求した例は9.4パーセントで、10割負担と説明したら受診せず帰ったという例もあります。

今回新たに選択肢を設けたマイナ保険証の有効期限切れは20パーセントで、電子証明書の5年の有効期限切れに気づかず更新手続きをしないまま医療機関を受診して資格確認ができない事例もあります。トラブルが生じてても現行の保険証が併用されれば、10割を

請求される無保険扱いは解決するものと思います。能登半島地震では、停電でデジタルが使えないということもありました。災害から逃げる方にカードを持てというのは無理があります。緊急対応が必要な医療現場では、時間のロスという声も上がっております。住所、氏名の間違いなどもあり、今、政府は一刻も早く保険証を残す決断をすべきだと思います、この条例には反対いたします。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありませんか。1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 私は賛成の立場から、マイナンバーカードはデジタル社会における公約基盤であり、保険証として利用してもらうことで患者本人の薬剤や診療のデータに基づく、よりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定書が不要になるなど、患者、医療現場、それぞれに多くのメリットがあります。更に、電子処方箋や電子カルテの普及、活用など、日本の医療DXを進める上でも重要なベースとなります。

また、大規模な地震などが起きた際に開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続がスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1短縮されました。また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるため、スムーズな支援要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られました。

更に、一部地域においては、救急医療における患者の健康医療データの活用という消防庁の実証実験事業が行われております。これは、例えば自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまって救急搬送される場合等に、救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると既往症はあるのか、どんな薬を服用しているのか等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになっているというもので、マイナ保険証は必要と思っております。

賛成の立場からの討論を終わります。

以上です。

○議長（小林 悟） 次に、反対討論はありませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番藤原産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原仁美） 令和6年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和6年9月12日（1日間）

2. 出席委員 石井和人、菅原龍太郎、伊勢 潤、佐藤敏雄、藤原典男、藤原仁美

3. 説明当局 産業振興部長、建設部長、各関係課長に出席いただきました。

4. 書 記 農業委員会 鈴木美里さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について。

議案第47号 潟上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、天王グリーンランド株式会社の解散に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、公益的法人への職員派遣の実績について質問があり、当局からは、派遣実績は無いとの回答がありました。

本条例は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 令和5年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和5年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

委員からは、来年度の見込みについて質問があり、当局からは、今年度同様にプラスの収支を見込んでいるとの回答がありました。

本条例は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第47号 潟上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和5年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

【予算決算特別委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、予算決算特別委員長の報告を求めます。7番堀井予算決算特別委員長。

○予算特別委員長（堀井克見） 私から予算決算特別委員会の審査報告をさせていただきます。

令和6年第3回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

1. 審査年月日 令和6年9月12日、26日

2. 出席委員 菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、澤井昭二郎、
藤原典男、中川光博、鈴木 司、菅原秀雄、石井和人、
西村 武、鑑 仁志、菅原龍太郎、佐藤敏雄、小林 悟、
伊勢 潤、堀井克見であります。

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長であります。

4. 書 記 議会事務局 安田 優さんをお願いをいたしました。

5. 審査の経過と結果について申し上げます。

予算決算特別委員会に付託された議案第54号 令和6年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）についてから議案第57号 令和6年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてまで及び認定第1号 令和5年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 令和5年度潟上市下水道事業会計決算の認定についてまでを、先般9月12日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告をいたしました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略をさせていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告をいたします。

1点目としては、介護保険事業特別会計補正予算と介護報酬についてであります。

2点目としては、経常収支比率の硬直化傾向についてであります。

などの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本特別委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査をいたしました。

分科会では、全ての審査を終了いたしましたので、本日26日に各分科会委員長から詳細な報告があったものでございます。

以上の審査経過により、本委員会に付託された議案第54号から議案第57号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までについては、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これで予算決算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第54号から認定第9号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきもの、または認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきもの、または認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決いたします。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第54号から議案第57号までの各会計補正予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第54号から議案第57号までについては、一括採決により採決します。

それでは、議案第54号から議案第57号までについて、一括討論、一括採決を行います。

初めに、討論を行います。討論のある方は議案番号を発言してからお願いいたします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号から議案第57号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第57号までは委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。特別委員会において全会一致で認定すべきものと決定された認定第1号から認定第9号までの各会計決算認定については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で認定すべきものと決定されました認定第1号から認定第9号までについては、一括採決により採決します。

それでは、認定第1号から認定第9号までについて、一括討論、一括採決を行います。

初めに、一括討論を行います。討論のある方は認定番号を発言してからお願いいたします。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号から認定第9号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までは委員長の報告のとおり認定されました。

【日程第19 議員派遣の件について】

○議長（小林 悟） 日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第3回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でございました。

午後 2時01分 閉会

令和6年9月4日から令和6年9月26日まで開催された
第3回定例会における会議録の原本に相違ありません。

令和7年9月9日

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 戸 田 俊 樹

〃 署名議員 澤 井 昭二郎